

住居表示実施(11月6日)以降にいただいた主なご質問と回答

質問1：固定電話にNTT回線を使用しているのですが、住所変更の手続きは必要でしょうか。

回答1：お手続きは不要です。

ただし、NTTから、システムの住所変更の手続きには数か月を要すると連絡をいただいています。1年経っても古い住所で郵便が届くようでしたら、NTTへご連絡ください。

※ 他の通信会社につきましては、お手数ですが、直接お問い合わせのうえ、ご確認いただきますようお願いいたします。

質問2：通知書の新住所の記載ではマンション名が省略されていました。住所を記載する際にマンション名を記載してはいけなんでしょうか。

回答2：● 公的機関等への提出書類の場合
住民票（通知書）と同様に記載してください。
● その他民間企業等への提出書類の場合
手続き先に応じ、マンション名を記載していただいて問題ありません。

おおむね30室以上のマンションについては、新住所の記載に室番号（部屋の番号）が入り、建物名が省略されます。

旧住所の例 市谷薬王寺町〇〇番地□ ◎◎マンション 101
新住所の例 市谷薬王寺町△ △番▽▽ -101号

質問3：シルバーパスの住所変更の手続きは必要ですか。

回答3：お手続きが必要です。

（一社）東京バス協会のシルバーパス専用電話（03-5308-6950 平日9時～17時まで）にお電話して手続きいただくか、最寄りのバス営業所へお越しの上、手続きをお願いします。

質問4：ウェブやカーナビ等の地図情報にはいつごろ新住所が反映されますか。

回答4：地図会社や、ウェブ上での地図サービス提供会社に、区から情報提供を行っていますが、新住所の反映には一定の期間がかかります。
株式会社ゼンリンの地図情報を利用しているものについては、早くとも令和6年3月以降から順次更新作業に入ると聞いています。
ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

質問5：新宿区外に本籍を置いています。

マイナンバーカードを利用して、コンビニ交付で戸籍証明書を取得する際に、住所変更の手続きは必要ですか。

回答5：新宿区外に本籍を置いている方のうち、一部の自治体に本籍を置いている方は、利用登録申請をすることにより、マイナンバーカードを利用して、コンビニ交付で戸籍証明書を取得することが可能です。

既に利用登録申請がお済みの方については、マイナンバーカードの住所変更の手続きの状況により、手続きが必要な場合があります。

- マイナンバーカードの住所変更の手続き後の場合
コンビニエンスストア等の端末で再度戸籍証明書取得の利用登録申請をする必要があります。利用登録申請後、一週間程度お時間がかかりますので、お時間のある時にお手続きをお願いいたします。
- マイナンバーカードの住所変更の手続き前の場合
お手続きは不要です。
ただし、マイナンバーカードの住所変更の手続きについては、手続きをされないと本人確認書類として使用できない場合や、e-Taxなどの電子申請手続きができない場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。

戸籍証明書取得の利用登録申請については、地方公共団体情報システム機構の「コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付（コンビニ交付）ホームページ」の該当ページをご覧ください。

本籍地の戸籍証明書取得方法

<https://www.lg-waps.go.jp/01-06.html>

